

# MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2025 年 3 月号(第 229 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

## ■ 特 集

### ◆ コロナ禍後、海外拠点に足を運んでいますか？

——現地に行かないと分からない海外子会社の現状

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部

部長 三浦康弘 ..... 1

## ■ 華南ビジネス

### ◆ 「華南ビジネス最前線」

第 65 回 ~ 「河套深港科技イノベーション協力区」香港園区の開発計画

三菱 UFJ 銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室 ..... 6

## ■ 税務・会計

### ◆ 「中華人民共和国増値税法」が公布、増値税の法制化が実現

KPMG 中国 日系企業サービス 税務パートナー 陳蔚 ..... 10

## ■ 法令・政策

### ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介 ..... 14

## ■ 人民元レポート

### ◆ 全人代後に正念場迎える関税問題

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ アナリスト 横尾明彦 ..... 16

## ■ 主要経済指標

### ◆ 主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 ..... 21

## ■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



## 特 集

**コロナ禍後、海外拠点に足を運んでいますか？  
——現地に行かないと分からない海外子会社の現状**

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング  
コンサルティング事業本部 国際業務推進本部  
国際アドバイザー事業部  
部長 三浦康弘

**1. はじめに**

海外からの訪日外国人が過去最高となったというニュースを、よく目にするようになりました。日本政府観光局（JNTO）によれば、2024 年 10 月の訪日外国人の数は 331 万 2000 人で、1964 年の統計開始以来、単月過去最高となりました。また、2024 年 1 月からの累計では過去最速で 3,000 万人に達したとのことです。2020 年頃から猛威を振るっていた Covid-19（新型コロナウイルス感染症、以下、「コロナ」）は落ち着き、海外と日本との往来はコロナ禍前に戻り、それ以上に増えたといえるでしょう。

ところが、国内外の往来に対する制限がなくなった今、日本の企業からは「海外子会社を訪問するきっかけを掴めずにいる」「海外子会社の状況が分からないままで困っている」という声が、少なからず私の元に入ってきます。コロナ禍以降、海外子会社における業務監査の第一歩を、なかなか踏み出せないでいる企業が多いようです。そこで本稿では、公認不正検査士協会（ACFE）が世界の組織内における不正事案を調査した資料※（以下、「資料」）を基に、海外子会社（中国以外の国・地域も含む）における不正の発見方法項目、業務監査を支援する中で私がみてきた気になる点、また、日本企業にとって参考になる注意点などを紹介します。

**※【参考資料】**

“OCCUPATIONAL FRAUD 2024: A Report to the Nations. Copyright 2024 by the Association of Certified Fraud Examiners, Inc.”（『2024 年度版 職業上の不正に関する国民への報告書』©2024 一般社団法人日本公認不正検査士協会）報告書は、2022 年 1 月～2023 年 9 月に調査されたものを分析したものです。

**2. 不正の発生状況と発見手段****(1) コロナの影響を受けた不正**

ACFE では、2 年に 1 回、世界中で発生した企業の不正事案を分析し、公開しています。以下の表 1 をみると、2024 年はあきらかにコロナ禍の 2022 年よりも、不正の主要 3 カテゴリー（財務諸表不正、汚職、資産の不正使用）の増加率が上昇しました。

【表 1 2022、2024 年に発生した世界中の不正事案のスキームと損失中央値※と増加率】

|         | 2022 年       | 2024 年       | 増加率   |
|---------|--------------|--------------|-------|
| 財務諸表不正  | 59 万 3000 ドル | 76 万 6000 ドル | 29% ↑ |
| 汚職      | 15 万ドル       | 20 万ドル       | 33% ↑ |
| 資産の不正使用 | 10 万ドル       | 12 万ドル       | 20% ↑ |

(出所) 資料を基に執筆者作成

※損失中央値とは、損失額の小さいものから大きいものを一列に並べた場合に、中央に位置する数値のこと。

## (2) 不正事案のダメージが大きい小規模拠点

小規模な組織は、人繰りがつかず、内部管理に十分に人をさくことが難しいものです。その結果、大規模な組織と比べて、内部統制面が脆弱になりがちです。

以下の表 2 をみると、最も小規模な組織（従業員 99 人以下）での不正による損失中央値は、最も大規模な組織（従業員 1 万人以上）の 20 万ドルに次ぐ、14 万 1000 ドルとなっています。

【表 2 従業員数別の不正件数比率と損失中央値】

| 従業員数                | 件数比率 | 損失中央値        |
|---------------------|------|--------------|
| 99 人以下              | 21%  | 14 万 1000 ドル |
| 100 人以上～999 人以下     | 22%  | 13 万ドル       |
| 1,000 人以上～9,999 人以下 | 31%  | 10 万 2000 ドル |
| 1 万人以上              | 26%  | 20 万ドル       |

(出所) 資料を基に執筆者作成

たとえ海外の小規模な拠点であっても、リスクの有無を確認する必要があるといえるでしょう。

## (3) 従業員からの通報による不正の発見

組織における「不正の発見の手段」として最も多いのが「通報による発見：43%」であり、「不正の通報者」において最も多いのは「従業員からの通報：52%」です。業務監査に出向いて現地スタッフにインタビューすると、冷静に状況を分析して、自分なりのしっかりとした意見を持って仕事に取り組んでいる従業員は少なくありません。そのため、積極的に現地スタッフの意見を吸い上げる仕組みは重要といえます。

## 3. 海外子会社の気になる状況

ここからは、海外子会社に対する業務監査を支援する中で発見した、「気になる点」を 7 つ紹介します。以下の①～⑦中に、1 つでも該当するものがあれば早めの対策をお勧めします。

**①設立時から利用してきた会計事務所から、低コストの地場の会計事務所に変更していた場合**

海外拠点の会計監査を実施する場合には、費用が少し高くても評判のよい会計事務所を利用することをお勧めします。その上で、海外子会社による改ざんを回避するために、以下のような工夫を試みるのはいかがでしょうか。

- ・決算書は海外子会社経由ではなく、本社に直送してもらう
- ・海外拠点を訪問した際は、会計監査を実施している会計事務所のスタッフに必ず会いに行き情報交換を行う

**②現地でコンプライアンスをチェックしていない場合、または、日本本社が現地の事情を理解できないまま当局規定をフォローできていない場合**

現地生産や販売に係る当局規制は把握しても、内部管理（特に労務関連）に係る規定は、後回しになりがちです。当局が定めるルールを知らずに、いつの間にか規定違反を犯していることが多々あります。典型的な例としては、工場所在地周辺企業と同じように時間外手当や社会保険料などを計算してきたが、当局の規定よりも低い金額であったため、従業員とのトラブルに発展してしまったというケースなどが挙げられます。

**③海外子会社トップの長期駐在から独裁的組織になってしまっている場合**

長年にわたって現地経営を行ってきた海外子会社トップへの遠慮からか、内部管理面での牽制がなく、属人化が進み、まるで独裁者のようになっていることがあります。組織風土が属人的になればなるほど、何らかのルール違反が発生するリスクが高まります。

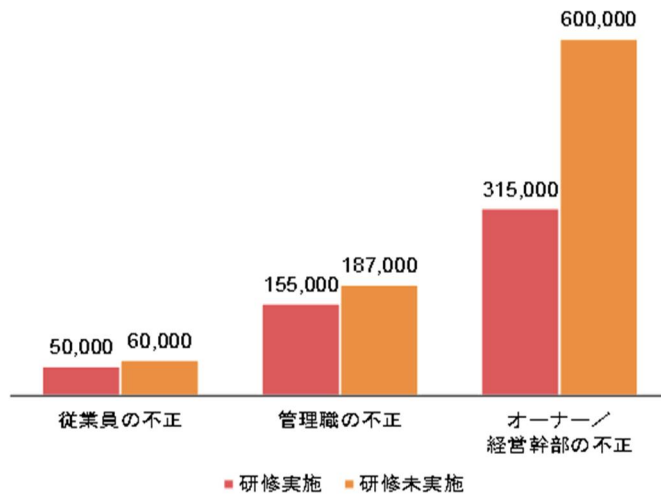
**④社内ルールを軽んじる、または、すり抜けようとする風潮がある場合**

国際標準化機構（ISO）やその他の認証のときのみ表に出てくる、内部統制関連の社内ルールの存在が挙げられます。海外子会社の就業規則を変更する際に、取締役会決議が必要と定めているケースでは、現地スタッフが取締役会決議を負担と考え、あえて取締役会決議が不要な別規定を作成したり、書面ではなく慣行的な口頭のルールにとどめるなど、社内ルールをすり抜けようとする場合があります。こうした状況を放置すると、ルールには守らなくていいものがある、ルールをどのようにすり抜けるかが腕のみせどころだ、といった誤ったメッセージを現地スタッフに伝えることになりかねません。

**⑤海外子会社の従業員向け研修が実施されていない場合**

研修の実施は、いずれの職階でも損失低減につながります。大きな権限を持つオーナー・経営幹部向けの研修が効果を上げている点も要注目です。例えば、効果が最も期待される現地経営幹部向けの研修を本社出張時に受講させる、E ラーニングを活用するなど、実施する側・受講する側双方の負担を極力抑えながら、継続的に行うといった対応が考えられます。

【図 1 海外子会社従業員向け研修実施の有無と損失中央値（ドル）】



（出所）資料を基に執筆者作成

⑥内部通報を導入するも通報がなく形骸化している、または、通報が非常に多く困っている場合  
導入後、数年が経つのに 1 件も通報がないというケース、気に入らない従業員に対する悪口が数多く寄せられるケースに出会ったことがあります。不正発見の手段として、内部通報は有効であるといわれています。資料によれば、不正件数 1,642 件のうち 716 件が通報によるもので、その損失額の平均値は 151 万 8000 ドルとなっています。ただし、せっかく導入したにもかかわらず、うまく活用できていないと悩んでいる企業が多い印象です。⑤でも述べたように、関連する研修などにより、通報制度に対する従業員の理解を深めることが重要になります。表 3 では、不正における通報制度や不正に関する研修制度の有無により、不正における企業の損失額にも大きな差が出てくることを示しています。

【表 3 通報制度と研修制度の有無による損失中央値】

| 通報制度と研修制度の有無 | 損失中央値（ドル） |
|--------------|-----------|
| 通報制度なし 研修なし  | 20 万      |
| 通報制度あり 研修なし  | 12 万 6000 |
| 通報制度あり 研修あり  | 10 万      |

（出所）資料を基に執筆者作成

#### ⑦現地スタッフが本社の指示を誤解している場合

海外子会社の現地スタッフが、本社からの指示に自分なりの解釈を加え、本社の意図とは異なる方向に進んでいることがあります。実際に遭遇した事例を紹介します。高い意識をもつ現地の幹部が、堅実に内部管理を行う企業において、なぜか全スタッフのパソコンが古く、無料のアンチウイルスソフトを入れて使用していたというケースに出会いました。このようなケースは、恐らくコスト削減によかれと考えて行っただろうと思われます。

最近の通常業務では、リモートで本社と海外子会社間の打ち合わせを行うことが多くなっています。しかし、海外子会社現地スタッフが本社に、本社スタッフが海外子会社に定期的に訪問し、相互理解を深めていくことで、多くの誤解は解消していくでしょう。

#### 4. 最後に

業務監査支援のため、お客さまの海外子会社を訪問すると、日本本社には認識されていないものの、意識、ロイヤリティ（従業員の忠誠心や帰属意識）ともに高い現地スタッフに出会うことがあります。彼ら（彼女ら）は、株主の意向に非常に興味を持っていて、所属する海外子会社の課題などについても自分なりにしっかりとした意見を持っていることが多い印象です。貴社にはそうしたスタッフはいますか。もし、そうしたスタッフの顔は浮かぶものの、パソコンの画面越しでしか交流していないという状況であれば、現地で顔を突き合わせて話をしてみてはいかがでしょうか。

（執筆者連絡先）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: yasuhiko.miura@murc.jp

ホームページ : <https://www.murc.jp/>

## 華南ビジネス

## 「華南ビジネス最前線」

## 第 65 回 ～ 「河套深港科技イノベーション協力区」香港園区の開発計画

三菱 UFJ 銀行  
香港法人営業部  
アドバイザー室

香港政府は深圳市政府と共同で、香港・深圳の境界周辺を「河套深港科技イノベーション協力区」として国際イノベーション&テクノロジー (I&T) ハブを構築する計画を進めている。2024 年 11 月 20 日、香港政府は香港側の香港園区の開発計画を発表した。深圳側（深圳園区）の開発計画は 2023 年 8 月に中国国務院から発表されており、香港側の計画発表が待たれていた。今回発表された香港園区の開発計画では、入居企業への多方面からの支援策や、深圳側との人・物資・資金・データ移動の円滑化のための具体的な方策が盛り込まれている。本稿では、香港園区の計画内容と香港の国際 I&T センターとしての発展の方向性を紹介する。

## 1. 「河套深港科技イノベーション協力区」香港園区の計画内容

香港・深圳の境界周辺の土地を国際的な I&T センターとして開発する計画は、香港・深圳の境界に位置する深圳河の治水工事で生じた「落馬洲ループ」と呼ばれる土地を活用した巨大開発プロジェクトとして、2000 年代から計画されてきた。香港と深圳両政府は、2011 年に落馬洲ループを香港と深圳の特別協力区として位置付け、ハイテク技術とイノベーションを創出するエリアとして開発するという方向性を明確にした。2017 年には「落馬洲ループの共同開発に関する覚書」に署名し、落馬洲ループを香港の帰属地として正式に定め、「深港科技イノベーション協力区」の開発に合意、本格的な開発が開始された。2021 年には深圳側を深圳園区、香港側を香港園区<sup>1</sup>とし、「一区二園」として大規模な I&T パークの建設を進めるという方向性を示した。深圳園区の開発計画は、2023 年 8 月に中国国務院から発表されており、香港園区との人・物資・資金・データの移動を利便化し、香港側との接続を強化する方針や、企業所得税の優遇などの企業支援策が明らかになっている<sup>2</sup>。

香港園区に関しては、李家超（ジョン・リー）行政長官が 2024 年 10 月の施政報告<sup>3</sup>にて、香港園区を国際的に競争力のある研究開発とパイロット生産拠点として発展させると表明した。eVTOL（電動垂直離着陸機）等を活用した両園区間での越境移動や越境資金移動などの円滑化措置を検討していると述べ、政府からの具体的な開発計画の発表が待たれていた。以下、今回発表された、香港園区の開発計画の概要を紹介する。

<sup>1</sup> HSITP（Hong Kong-Shenzhen Innovation and Technology Park）とも呼ぶが、本稿では香港園区とする

<sup>2</sup> 開発経緯や深圳園区の開発計画の詳細は、当室発行のニュースフォーカス【2023 年第 12 号】「[落馬洲ループにおける香港・深圳イノベーション&テクノロジーパークの開発](#)」をご参照

<sup>3</sup> 詳細は、当室発行のニュースフォーカス【2024 年第 14 号】「[香港 2024 年施政方針を発表 金融・海運・貿易の統合的発展と経済の多様化を重視した改革を継続](#)」をご参照

## 【「河套深港科技イノベーション協力区」香港園区発展計画 主な内容（一部抜粋）】

| 分野                   | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開発の方向性               | <ul style="list-style-type: none"> <li>世界最高水準の産学連携研究プラットフォームを構築</li> <li>国際競争力のある研究開発（R&amp;D）改革とパイロット生産の基地</li> <li>世界の I&amp;T リソースを結集するハブの形成</li> <li>制度と政策の革新の実験場変革</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 1. 産学連携研究プラットフォーム    | <ul style="list-style-type: none"> <li>香港が強みを持つライフサイエンス・ヘルスケア＋人工知能（AI）を主要研究分野とし、世界中から著名な研究者や研究開発チームを誘致する</li> <li>InnoHK2.0<sup>4</sup> を立ち上げ、収益を生み出す技術や特許の数、民間企業からの収入（特許ライセンス、研究やアドバイザリーサービスによる収入）や新規スピンオフ企業の規模や資本投資など、研究開発結果の商業化にフォーカスした重要業績評価指標（KPI）を設置し、香港園区でのプレゼンスを確立する</li> <li>先端製造、先端材料、先端エネルギーと持続可能な開発に特化した、第 3 の InnoHK クラスタを立ち上げ、香港園区に世界クラスの研究開発機関を誘致する</li> <li>主要戦略分野において、香港・深圳両地域のテーマ別共同研究所を設立する</li> <li>香港園区に大湾区国際臨床試験研究所（GBAICTI）を設立。医療研究機関のためのワンストップ臨床試験支援プラットフォームを提供する</li> </ul> |
| 2. R&D 改革とパイロット生産の基地 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ライフサイエンス・ヘルスケア、AI とデータサイエンス、先進製造などの分野において、臨床試験や実証実験、大規模生産前の小規模パイロット生産を促進。隣接する新田テクノポール<sup>5</sup> で、そのための用地を提供する</li> <li>スタートアップ企業にさまざまな支援を提供する。金融機関に香港園区内のテクノロジー企業に対して知的財産権（IP）ローンやサプライチェーンファイナンス、イノベーションローンなどの専用・優遇商品の提供を奨励する</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                   |
| 3. グローバル I&T リソースハブ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>香港園区にリーガルサービスセンターを設置し、両園区の企業が利用可能とする</li> <li>知的財産保護専門のサービスセンターを設置し、研究開発成果の商業化を支援する</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 4. 制度と政策の革新          | <ul style="list-style-type: none"> <li>香港・深圳両園区間での人・物資・資金・データの移動を円滑にする</li> </ul> <p><b>人の移動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究人材の両園区間の活発な往来を実現するため、事前登録などの通関方法を実現する</li> <li>両区をつなぐ歩道橋の設置を検討する</li> </ul> <p><b>物資の移動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「グリーンレーン」や「ホワイトリスト」の導入やテクノロジーの活用で、中国本土の研究データやサンプル、研究用の機器を香港・深圳両園区で取り扱うことが可能に</li> <li>陸上輸送のほか、eVTOL を活用した物資の輸送も検討</li> </ul>                                                                                    |

<sup>4</sup> InnoHK は香港をグローバルな研究協力のハブとして発展させるための香港政府の主要なイニシアチブ。香港サイエンスパークに研究開発ハブを形成し、国際的に有名な大学や研究機関が共同研究を行うための研究所を設立している

<sup>5</sup> 詳細は、当室発行のニュースフォーカス【2024 年第 8 号】「[香港 新田テクノポールの開発計画](#)」をご参照

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | <b>資金の移動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>越境資金移動を円滑化し、両園區でのプロジェクトの相互支援を可能にする</li> </ul><br><b>データの移動</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>データセキュリティに関する法規制の順守とリスク管理を前提に、中国本土の医療・研究データの移動を実現する方策を検討。香港・深圳両園區で研究データの共有・相互利用を可能にする</li> <li>クロスボーダーでの安全で便利なデータフロー管理の仕組みを確立し、中国本土や海外のデータ取引の自由化を推進、国際データハブへと発展させる</li> </ul> |
| <b>開発タイムライン</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>2024 年：フェーズ 1 の最初の建物が段階的に完成</li> <li>2030 年：フェーズ 1 が完成</li> <li>2035 年：香港園區全体が完成</li> </ul>                                                                                                                                                                                                      |

## 2. まとめ

香港園區は「国内境外特別地域」とされている。これは、中国の国内でありながら、域外でもあることを意味する。香港の制度面での優位性を享受しつつ、中国本土へのアクセスが容易であることが、香港園區活用の最大のメリットである。外国企業や中国本土の企業が国際本部やグローバル研究開発センター等の重要拠点を香港園區に設置することで、外国企業は中国本土へのアクセスポイントとして、中国本土の企業は国際市場での事業拡大を目指す拠点として活用することが可能となる。

香港政府は、大湾区との一体発展を進めるうえで、中国本土との人・物資・資金・データの相互アクセスの利便性の向上を重視している。2024 年 10 月には香港のサービス業の中国本土、特に大湾区へのより幅広い分野での解放を定めた「中国本土と香港間の経済貿易緊密化協定（CEPA）」の第二次改定協定<sup>6</sup>に署名するなど、キャピタルフローの拡大に向けた動きがみられる。今回の開発計画では、香港・深圳両園區での人・物資・資金・データの移動の利便化措置が発表された。特にデータの移動に関して、香港園區では深圳園區との研究開発データの共有に関する新たな仕組みを確立することが明らかになった。中国では重要データ<sup>7</sup>の越境移転はデータ 3 法<sup>8</sup>のもとで制限があり、国境を越えた共同研究を進めるうえでの障壁となっていた。これに対し、香港政府は 2023 年 6 月に中国本土側と「粵港澳大湾区での個人情報データの越境移転促進に関する覚書」を締結し、大湾区内のデータ越境の効率的な管理方法を構築するなどの取り組みを進めている。さらに、今後、香港園區において深圳園區の研究データへのアクセスが容易になれば、香港は中国や世界の研究データの集積地となり、国際 I&T センターとしての競争力の向上につながる事が期待される。

<sup>6</sup> 詳細は、当室発行のニュースフォーカス【2024 年第 16 号】「[CEPA の第二次改訂協定がもたらす香港の経済への新たな展望](#)」をご参照

<sup>7</sup> 重要データとは、特定分野、特定集団、特定区域、または一定の精度および規模に達した、改竄、破壊、漏洩または不正取得、不正利用された場合に、国家安全、経済運営、社会の安定、公共の健康および安全が脅かされうるデータのこと

<sup>8</sup> データ 3 法とは、サイバーセキュリティ法（CCSL）、データセキュリティ法（CDSL）および個人情報保護法（PIPL）の総称

また、物資の移動の効率化に関しては、eVTOL を用いた両区間の物資輸送も検討するという。香港政府は低空経済<sup>9</sup> に関する部局間のワーキンググループを立ち上げており、低空経済を I&T 発展における重点分野として位置付けている。香港園区は「新しい制度とイノベーションの実験場となるべき」としていることから、eVTOL やドローン活用に関する規制緩和や実証試験を、深圳園区の支援を受けながら香港園区で実施することが念頭にあると考えられる。

李家超行政長官は、2024 年 11 月 7 日に開催された香港ビジネスコミュニティ主催の講演会にて、「香港の研究開発はアカデミックでは強みを持つものの、研究成果の商業化に課題がある」と述べた。今回発表された計画から、香港園区では研究開発の商業化・実用化支援を重視していることが読み取れる。香港園区は、大学、研究所、研究開発チーム、企業、投資家を集めて I&T コミュニティを構築し、エコシステム内のステークホルダーの交流と協力を促進し、研究開発成果の商業化を支援するとしている。また、大規模生産前のパイロット生産を促進するための用地として、香港園区に隣接する新田テクノポールと合わせて 300 ヘクタールの土地を提供する。その他、法務や税務・知財に関する情報提供も行い、実用化・商業化をさまざまな方面から支援する。政府の支援のもと、成功事例を生み出し、投資を呼び込むというもくろみだ。

深圳市は、高度な開放と制度の革新に向けた試験的・実験的な取り組みを、中国本土で先駆けて進めてきた。一方、香港は、海外企業の中国本土へのゲートウェイ、そして中国本土企業の国際事業拡大への足掛かり、また中国のショーケースとしての機能が期待されている。このような背景のもと、香港園区は革新的な制度・政策の実験場として、大湾区の一体発展と香港の国際 I&T センターとしての競争力強化における重要な役割を果たすと言えよう。開発の進捗や新たな政策発表に注目したい。

(本稿はニュースフォーカス 2024 年 12 月 9 日発行分を一部修正したレポートです)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室

住所：18/F AIRSIDE, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong

Email: AKI\_KURODA@HK.MUFG.JP

TEL: 852-2821-3647

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。

<sup>9</sup> 低空経済とは、高度 1,000 メートル以下の低空域でのドローン等を活用した経済活動を意味し、物流や輸送、救助活動や調査等での利用が想定される

## 税務・会計

## 「中華人民共和国増値税法」が公布、増値税の法制化が実現

KPMG 中国

日系企業サービス

税務パートナー 陳蔚 (Vivian Chen)

## 1 概要

「中華人民共和国増値税法」(以下、「増値税法」)が、2024 年 12 月 25 日に第十四期全国人民代表大会常務委員会第十三回会議にて可決され、2026 年 1 月 1 日から施行されることとなった。2025 年中には、「中華人民共和国増値税法実施条例」(以下、「実施条例」)をはじめとする後続の政策と解釈も公布される見込みである。

増値税は中国最大の税種であり、2023 年では中国税収全体の約 38%を占めている。また、増値税法の公布に伴い、増値税の法制化が初めて実現された。増値税法は、現行の税制枠組みと税負担の水準をほぼ踏襲しているが、中国の日系企業に影響しうる重要な変更点を次のように解説する。

## 2 重要な変更点と KPMG の所見

## 変更点①:「サービスの国内販売」の定義の見直し

中国の増値税は、サービス販売の取引について、原則として「中国国内で販売するサービス取引」(以下、「サービスの国内販売」)にしか課税されない。そのため、「サービスの国内販売」に関する定義が重要である。

増値税法の可決によって、「サービスの国内販売」に関する定義は以下のように変更された。

【表:「サービスの国内販売」に関する定義の変更前と変更後】

| 現行規定 (変更前)                 | 増値税法第 4 条 (変更後)                           |
|----------------------------|-------------------------------------------|
| サービスの販売者または購入者が中国国内に所在すること | サービスが中国国内で消費されること、または販売者が中国国内の組織及び個人であること |

出所: 各種資料より KPMG 作成

## KPMG の所見

現行規定においては、サービスを提供する側(販売者)もしくは受ける側(購入者)のどちらかが中国国内にいる場合、当該サービスが増値税の課税対象となる。また、サービスを提供する側(販売者)が中国国外企業である場合、中国国内企業に販売する「完全に国外で発生するサービス」に対しては、「サービスの国内販売」に該当せず、増値税の課税対象から除外される。

増値税法第 4 条によると、「サービスの国内販売」の定義について、「中国国内で消費される」とい

う表現が採用されている。基本法令に基づく文面の表現が「発生」から「消費」へ変更されるのは、OECD（経済協力開発機構）による「増値税は消費地にて課税されるべき」という「消費地原則」を反映したものである。すなわち、国際的に通用する課税原則に合致するような定義となった。

この変更により、中国国外企業が中国国内企業にサービスを提供する場合、当該サービスが**中国国外で消費される**のであれば、増値税の課税対象から除外されると解釈できる。なお、関連サービスが中国国内または中国国外で消費されるかについては、「实施条例」等の後続の政策によりその判断基準が明確化される必要がある。実務上の争議を減少させるような判断基準の公布が期待される。

#### 変更点②：「みなし販売」の対象範囲の縮小

「みなし販売」とは、本来は会計上販売取引と認識されないものの、増値税売上税額を計上すべき取引のことである。現行の規定上、以下のケースが「みなし販売」の代表例として挙げられる。

- ・ 自社製品を役員が個人的に使用した場合
- ・ 自社製品をサンプルとして出荷したり、無償譲渡した場合
- ・ 県（市）を跨ぐ支店間で商品を移動した場合
- ・ 自社サービスを無料提供した場合

増値税法第 5 条によると、「みなし販売」の範囲から、「県（市）を跨ぐ支店間で商品を移動した場合」、「自社サービスを無料提供した場合」が除外されることになった。

#### KPMG の所見

「県（市）を跨ぐ支店間で商品を移動した場合」が「みなし販売」の範囲から除外されることで、同一法人内の異なる拠点間での貨物の移動（例えば、本店から支店への移動）は、「みなし販売」の対象外となる。同一法人内での地域を跨ぐ貨物移動について、増値税の納税処理が不要となり、企業にとって有利な変更といえる。

また、「自社サービスを無料提供した場合」が「みなし販売」の範囲から除外されることで、例えば、「企業内部（本店と各地支店間）の事務所スペースを無料で使用する行為」がリースサービスのみなし販売として取り扱われることがなくなる。これも企業にとって有利な変更点であろう。

#### 変更点③：貸付サービスに係る仕入税額控除

増値税には、「顧客から回収した売上税額（仮受増値税）から、サプライヤーに支払った仕入税額（仮払増値税）を控除し、差額分を税務局に納税する」という基本的な課税原則がある。ただし、特定の状況や取引に該当する場合、関連取引に関わる仕入税額の控除が不可となり、仕入税額を企業の原価に振替計上する必要がある。

現行規定によれば、仕入税額控除できない項目として、銀行など金融機関からの借入金の利息が該当している。企業は外部ないし内部からの融資に関わる利息の増値税仕入税額は控除できず、原価に振替計上しなければならない。

増値税法第 22 条によると、貸付サービスは、仕入税額控除ができない対象項目から除外されるようになった。ただし、増値税法では、仕入税額控除できない対象項目に「国務院が規定するその他の仕入税額」という包括的な条文が残っている。

### KPMG の所見

貸付サービスは、増値税法において仕入税額控除できない対象項目から除外されるものの、「国務院が規定するその他の仕入税額」に該当すると控除できないという包括的な定めが残っている。したがって、関連する仕入税額控除の可否について、今後の政策や当局の解釈の明確化を待つ必要がある。仮に貸付サービスの利息支出に関わる仕入税額控除が認められる場合、企業の融資に伴う税金コストがさらに低減できるため、今後の政策面の進展が注目される。

### 変更点④：未控除仕入税額還付の制度化

中国では、増値税売上税額から控除しきれない仕入税額は以降の納税期間に繰り越すことができる。しかし、控除しきれない仕入税額が滞留してしまう、あるいは会社清算時には控除ないし還付ができないことにより、企業の資金負担が増えてしまうという問題がある。

未控除仕入税額の滞留問題を解決するために、2019 年以降、中国政府は未控除仕入税額に対する還付制度が試行措置として打ち出された。これにより、現在すべての企業は、一定の要件を満たせば、未控除仕入税額の還付を受けることができるようになった。

増値税法第 21 条によると、未控除仕入税額に対し、納税者は還付または次期への繰越のいずれかを選択できる旨が明記されている。よって、未控除仕入税額還付制度は正式に法律に記載され、制度化されるようになった。

### KPMG の所見

現在、未控除仕入税額還付の措置が試行政策の形で存在しているが、制度自体が不安定な状況にある。地方税収不足などにより、実務的には各地方税務当局による企業の還付申請への対応が消極的で、還付の実現が困難であるという問題がよく見受けられている。

今回、未控除仕入税額還付が制度化されたことにより、制度の安定性と統一性が高まるため、企業にとっては有利な変更となった。しかし、制度の具体的な運用上の問題については、引き続き留意する必要がある。

### 変更点⑤：税務局と諸政府機関間の情報共有と連携

増値税法第 35 条によると、税務機関が他の政府機関（工業情報化部、公安部、税関、国家市場監督管理総局、中国人民銀行、国家金融監督管理総局）と連携のうえ、増値税に関する情報共有体制を構築し、関連政府機関は税務機関の増値税徴収管理をサポートすることが明記されている。

**KPMG の所見**

「金税四期」など先進的な税収管理用ビッグデータを利用し、中国税務機関と他の政府機関とで税収関連の情報を共有するためのプラットフォームはすでに構築されており、完備されつつある。増値税関連の情報が政府機関間で共有される旨が明文化されることにより、税務当局の税収管理の精度と効率がより向上することが予測される。企業にとっては、税務局の管理体制の急激な変化に対応できるように、企業内部の税務コンプライアンス管理を高度化するなどの対策を急ぐ必要がある。

**3 企業の対応策の提案**

このたびの中国の最大税種である増値税の法令改正は、すべての企業に影響を与える大事件である。企業は以下の対応措置を検討のうえ、必要に応じて税務専門家に相談することをおすすめる。

- ・新法に基づく法的解釈と運用が、特定業界または特定取引に不利な影響を与えうると予測されることがある。この場合、実施条例が公布される前の期間を利用し、法令の制定を担当する政府機関に対し企業の要望を申し入れる。状況によっては当局へのロビー活動の実施可能性を検討する。
- ・増値税法と、2025 年中に公布される予定の実施条例を確認し、企業の業務への影響を評価することで、税務コストの変化を把握する。その評価結果に基づき、企業の既存業務と取引を見直し、関連する税金処理の最適化または合理的な事前タックスプランニングの可能性を検討する。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 中国華潤ビル 15F

Tel: +86-755-2547-1198 E-mail: vivian.w.chen@kpmg.com

## 法令・政策

## 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&amp;コンサルティング

国際アドバイザー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では 2025 年 1 月中旬から 2025 年 2 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

## 〔 政策 〕

## 【外債】

○「中国人民銀行、国家外貨管理局のクロスボーダー融資マクロプルーデンス調節係数の引き上げ」（2025 年 1 月 13 日発布・実施）

■原文（「中国人民銀行、国家外汇局上调跨境融资宏观审慎调节参数」）は、中国人民銀行の下記サイトをご参照。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/5564055/index.html>

中国の国内企業と金融機関に対する「マクロプルーデンス管理」モデル（海外からの資金調達でリスクの度合いに応じて外債限度額を算出するモデル）での外債管理で、外債限度額の計算に使用するマクロプルーデンス調節係数を従来の 1.5 から 1.75 に引き上げることを決定した。これにより、このモデルを選択する企業の外債限度額は、従来の純資産の 3 倍から 3.5 倍になり、資金調達の余地が拡大した（注：企業の外債限度額は、純資産×レバレッジ率 2.0×調整後のマクロプルーデンス調節係数 1.75 で計算する）。

## 【設備国産化】

○「工業・情報化部等の重大技術・設備の輸入税政策関係目録の調整に関する通知」（工信部聯重裝〔2025〕26 号、2025 年 2 月 5 日発布・実施）

■原文（「工业和信息化部等关于调整重大技术装备进口税收政策有关目录的通知」）は、工業・情報化部の下記サイトをご参照。

[https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2025/art\\_418dfba9c70449d7956b321665a4c31d.html](https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2025/art_418dfba9c70449d7956b321665a4c31d.html)

2007 年から設備の国産化を目的として、政府が重大技術・設備・製品とそれを生産するための重要部品・原材料を指定し、政府の認定を受けた国内企業（外商投資企業を含む）がそれらを輸入する際に関税と輸入増値税を免除する政策措置が実施されているが、これに関係する目録が改訂されたもの。

■改訂された目録は、①「国家が発展を支持する重大技術・設備・製品目録（2025 年版）」、②「重大技術・設備・製品輸入重要部品、原材料商品目録（2025 年版）」、③「輸入免税を付与しない重大技術・設備・製品目録（2025 年版）」である。

①は生産される技術・設備・製品の目録、②はそれらに対応する重要部品・原材料の目録で、③は以前は免税とされていたが、課税されることになった技術・設備・製品の目録である。したがって、認定を受けた国内企業が、②の目録に記載される部品・原材料を輸入す

| <p>る場合は免税、③の目録に記載される技術・設備・製品を輸入する場合は課税される。</p> <p>①の目録に記載される技術・設備・製品は、当初は 16 分野あったが、前回の改訂（2021 年 12 月）では 11 分野になり、今回はさらに 5 分野に縮小した。それだけ国産化が進んだものと見られる。</p> |                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 技術・設備・製品の分野                                                                                                                                                | 技術・設備・製品の具体的な名称                                               |
| 1. 大型船舶、海洋工事設備                                                                                                                                             | クルーズ客船（1 種類のみ）                                                |
| 2. 大型・精密・高速 CNC（コンピュータ数値制御）システム・機能部品および基礎製造設備                                                                                                              | 角度エンコーダー、光学式直線定規（回折格子スケール）（2 種類 2 品目）                         |
| 3. 新型紡織機械                                                                                                                                                  | 自動巻線機（1 種類のみ）                                                 |
| 4. 電子情報・バイオ医療設備                                                                                                                                            | 新型ディスプレイ用重要設備、半導体発光ダイオード製造設備、集積回路用重要機器、電子デバイス製造設備（4 種類 11 品目） |
| 5. 民間航空機およびエンジン、航空機器                                                                                                                                       | 固定翼航空機およびヘリコプター（航空機搭載設備、組立・機体構造）、エンジン（2 種類 13 品目）             |

〔 規則 〕

| 【企業登記】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○「事業者登記ファイル管理弁法」（国家市場監督管理総局・国家文書保管局令第 96 号、2025 年 2 月 10 日公布、2025 年 3 月 20 日施行）</p> <p>■原文（「经营主体登记档案管理办法」）は国家市場監督管理総局の下記サイトをご参照。<br/> <a href="https://www.samr.gov.cn/zw/zfxgk/fdzdgknr/fgs/art/2025/art_07c4af50a2184d92974a33f7efb62f63.html">https://www.samr.gov.cn/zw/zfxgk/fdzdgknr/fgs/art/2025/art_07c4af50a2184d92974a33f7efb62f63.html</a></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>公司や非公司企業法人などの各種事業者が登記した際の文書・資料等の保管に関する規則。</p> <p>■この弁法は、主に登記機関（市場監督管理局）の管理規則を定めたものだが、以下のような事業者に関わりのある規定も含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者が登記を抹消した場合の保管期限は、一般に、抹消した日から 20 年とする。事業者が合併により抹消する場合は、合併後の事業者の登記ファイルに組み入れる。</li> <li>・ 事業者が住所（主要な営業所、営業所）の変更、事業者の類型（注：公司類型など）の変更などにより登記ファイルの移転が必要な場合は、新住所に移転する前に移転先の登記機関に変更登記を申請し、登記ファイルを移転しなければならない。</li> <li>・ 公民、法人その他の組織は、自らの生産・経営、就業・生活の必要に応じて登記機関に登記ファイルの照会を申請できる。事業者は、自らの登記ファイルを照会できる。また、事業者の登記ファイルに登記されている関係者（会社の法定代表者、有限責任公司と非上場株式有限公司の株主など）、個人事業主の出資者、自営業者、各支社の代表者は、自らが勤務または出資する事業体の登記ファイルを照会できる。また、弁護士は当事者からの受託事項に関する登記ファイルを照会できる（注：従来も登記ファイルの照会は可能とされていたが、本弁法により、上記の事業者の関係者も照会できるようになった）。</li> </ul> |

（執筆者連絡先）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ： <https://www.murc.jp>

## 人民元レポート

## 全人代後に正念場迎える関税問題

三菱 UFJ 銀行  
グローバルマーケットリサーチ  
アナリスト 横尾明彦

## 2 月のレビュー

人民元の対ドル相場は春節連休明けの 5 日、7.27 台で取引を開始した。米国は、4 日から対中関税を 10%引き上げたほか、10 日にはすべての国・地域からの鉄鋼などへの輸入に関税賦課することを決定。こうしたなかで人民元安地合いとなり、11 日にかけて 7.31 台まで下落した。もともと、12 日には、米ロ首脳会談でウクライナ停戦交渉の開始が合意されたとの報道が好感され、7.28 台まで反発すると、別途トランプ大統領が明らかにした相互関税の実施には、数ヵ月の時間を要するとの見方もある、7.28 台で底堅く推移した。また、中国政府が民間セクター振興を企図した政策支援を実施するとの期待が台頭したこともあり、昨年 11 月以来の高値圏である 7.22 台まで上伸した。だが、トランプ大統領が 3 月 4 日に追加で 10%の対中関税を賦課すると発表すると、本稿執筆時点までに 7.28 台前半へ下落している（第 1 図）。対円相場は 20.9 台で取引開始。月半ばまで段階的に水準を切り上げ、12 日には 21.1 台まで上昇したものの、日銀の追加利上げ期待が高まるなかで、本稿執筆時点にかけて 20.4 台後半まで下落している（第 2 図）。

## 【第 1 図：人民元対ドル相場（2 月 28 日 10 時 30 分時点）】



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第 2 図：人民元対円相場（2 月 28 日 10 時 30 分時点）】

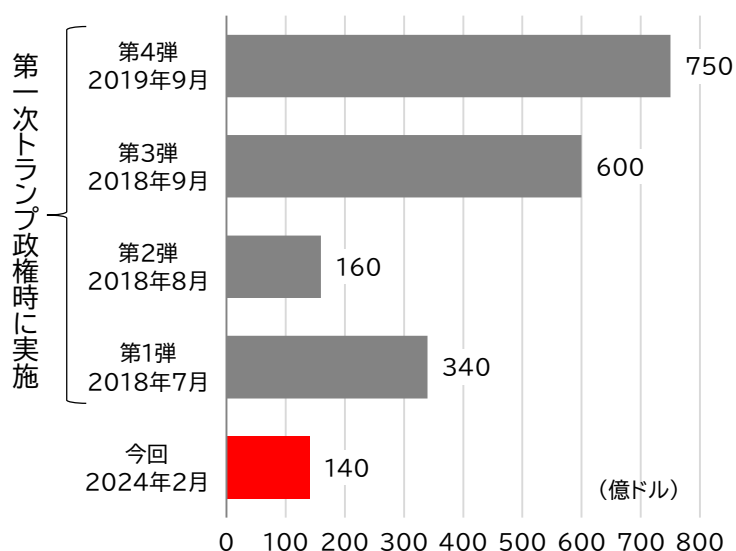


（資料）Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

### 月初の対中関税賦課後、むしろ安心感が広まった

トランプ大統領は 1 月下旬、「できれば対中関税を使いたくない」と発言していたが、結局、2 月 4 日に中国向け関税を 10%引き上げた。先のトランプ発言により米中摩擦は回避されるとの期待も膨らんでいたこともあり、春節休暇中の 3 日には、オフショア人民元が 7.36 台まで急落する場面があった。ただ、その後公表された中国による報復関税措置は、第一次トランプ政権期に実施したものと比較して小規模にとどまり、非関税措置も実効性に乏しいものとの受け止められた（第 3 図、第 1 表）。続いて発表されたトランプ政権による「相互関税」の実施には数ヵ月の時間を要するとの見方もあり、目先の米中摩擦の激化は回避可能との思惑が台頭。さらに、17 日にはトランプ大統領が中国との貿易協定締結に前向きな姿勢を示したこともあって、国内市場ではむしろ安心感が広まるような状況となっていた。

【第 3 図：中国による対米関税賦課額】



（資料）各種報道、中国国务院関税税則委員会、JETRO より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

## 【第 1 表：中国による対米報復措置】

- 対米輸入品の一部に関税賦課  
天然ガス、コークス用石炭などは 15%  
農産物、トラクターなどは 10%
- タングステンやモリブデンなど、重要鉱物向けの  
輸出規制強化  
米国向け輸出には当局の許可が必要
- WTO に対し米国を提訴  
紛争処理手続きに基づく 2 国間協議を要請  
対中関税強化を「根拠のない虚偽に基づいて課  
された」と指摘
- 独占禁止法違反の容疑で複数の米企業を調査

(資料) 中国国務院関税税則委員会、各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

## 全人代閉幕後に米中摩擦が再加熱する懸念あり

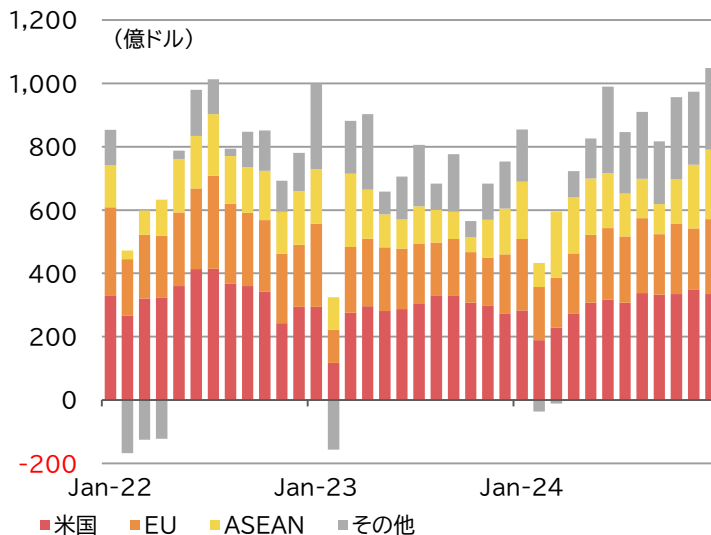
もともと、このまま米中摩擦が高まることなく解消すると考えるのは早計だろう。実際、トランプ大統領は 3 月 4 日から中国に対して追加で 10%の関税を賦課すると表明した。同政権発足からの累計で、関税率は 20%引き上げられることになる。目先は、中国政府による対抗措置実施に向けた動きも懸念される。翻って、国内では、3 月 5 日に開幕する全国人民代表大会（全人代）で公表される今年の実質 GDP 成長率目標は、一昨年、昨年と同じ「5.0%前後」に設定される可能性がある（第 2 表）。中国経済は、不動産市場をはじめとした内需の回復が本格化していない。中央政府は、財政出動や金融緩和を一段と強化して内需拡大を図るとの方針を示しているものの、地方政府の債務積み上がりや金融機関の経営悪化といったリスクを抱えるなか、昨年と同じ 5%の成長率目標達成のハードルは高いと言えよう。習近平国家主席は 17 日、ハイテク分野を中心とした民間企業経営者との座談会で、民間セクターの活躍を奨励したが、国内市場の飽和が進むなか、投資や消費を通じた短期的な内需拡大は困難な状況だ。目先は引き続き、ある程度輸出に依存した景気回復を図らざるを得ないと言える。度重なる関税賦課による対米輸出競争力の低下を補うため、人民銀としては金融緩和姿勢をとりつつ、輸出振興策としても機能する緩やかな人民元安進行を容認する姿勢を続けることとなろう。もとより、中国の貿易黒字の大半は米国向けである（第 4 図）。米国からは、人民銀の金融通貨政策スタンスが通貨安誘導であると批判され、第一次トランプ政権期の 2019 年のように突如、「為替操作国」の認定を受けることで、さらなる関税引き上げの根拠とされる可能性もありそうだ。

【第 2 表：過去 2 年間の、全人代における経済目標設定】

|               | 2024年           | 2023年           |
|---------------|-----------------|-----------------|
| 実質GDP成長率(前年比) | 5.0%前後          | 5.0%前後          |
| 都市部新規就業者数     | 1,200万人以上       | 1,200万人前後       |
| 都市部調査失業率      | 5.5%前後          | 5.5%前後          |
| CPI(前年比)      | 3.0%前後          | 3.0%前後          |
| 財政赤字(GDP比)    | 3.0%            | 3.0%            |
| 超長期特別国債発行額    | 1.0兆元           | —               |
| 地方政府专项債発行額    | 3.9兆元           | 3.8兆元           |
| M2、社会融資総額残高   | 経済成長と物価水準の目標と一致 | 名目GDPの伸びと基本的に一致 |

(資料) 各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第 4 図：中国の国・地域別貿易収支】



(資料) 中国税関総署より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

### 来月のポイント：人民元相場の安定を一段と重視か

ただし、全人代は年前半最大の政治イベントであり、少なくともその前後では、人民元相場を含む金融市場の安定が重視されるとみられる。よって、金融緩和をはじめとした政府・人民銀の景気対策が本格化するの、早くとも 4 月以降だと考える。この点、政府系新聞は 2 月 26 日、昨年の中経経済工作会议で提起された「適度に緩やかな金融政策」とは「包括的な措置を通じて、安定的な経済成長を促す」と解釈すべきであるとの人民銀高官の発言を報じている。市中金利が上昇傾向にあるものの、人民銀は流動性供給にも消極的なようだ。かかる金融調節スタンスには、3 月の全人代、それに続く厳しい対米交渉を見据え、目下は景気刺激よりも通貨安定を重視するとの意向も垣間見える。全人代閉幕後の 20 日には、最優遇貸出金利（LPR）の月次見直し機会が予定されているが、4 月以降の米国の出方を窺うためにも、人民銀は LPR を据え置くことが見込まれる。なお、2 月は米中摩擦に対する懸念が後退したこともあって、人民銀が対ドル基準値の設定を人民元高方

向とする姿勢を緩める局面もみられた。ただ、この点については、今後のトランプ大統領の発言などを受けた人民元相場の反応次第だろう。一旦は、直近 1 月の安値圏である 7.33 台を目処に、人民元安進行の抑制を図るものとみておきたい。

**【予想レンジ】**

|         | 25 年 3 月    | 4 月～6 月     | 7 月～9 月     | 10 月～12 月   |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| USD/CNY | 7.100～7.450 | 7.200～7.700 | 7.200～7.700 | 7.100～7.600 |
| CNY/JPY | 19.8～21.8   | 19.7～21.7   | 19.3～21.3   | 18.9～20.9   |

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2025 年 2 月 28 日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko\_yokoo@mufg.jp

## 主要経済指標

## 主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行

トランザクションバンキング部

| 項 目                   | 単位         | 2024年         |         |         |               |         |         |               |         |         |                 |         |        | 2025年 |
|-----------------------|------------|---------------|---------|---------|---------------|---------|---------|---------------|---------|---------|-----------------|---------|--------|-------|
|                       |            | 2月            | 3月      | 4月      | 5月            | 6月      | 7月      | 8月            | 9月      | 10月     | 11月             | 12月     | 1月     |       |
| 国内総生産(GDP)            | 前年<br>同期比% | (1-3月)<br>5.3 |         |         | (4-6月)<br>4.7 |         |         | (7-9月)<br>4.6 |         |         | (10-12月)<br>5.4 |         |        | -     |
| 固定資産投資*               | 前年<br>同期比% | 4.2           | 4.5     | 4.2     | 4.0           | 3.9     | 3.6     | 3.4           | 3.4     | 3.4     | 3.3             | 3.2     | -      |       |
|                       | 第一次産業      | 前年<br>同期比%    | ▲ 5.7   | 1.0     | 1.9           | 3.0     | 3.1     | 3.3           | 2.9     | 2.3     | 2.5             | 2.4     | 2.6    | -     |
|                       | 第二次産業      | 前年<br>同期比%    | 11.9    | 13.4    | 13.0          | 12.5    | 12.6    | 12.5          | 12.1    | 12.3    | 12.2            | 12.0    | 12.0   | -     |
|                       | 第三次産業      | 前年<br>同期比%    | 1.2     | 0.8     | 0.3           | 0.0     | ▲ 0.2   | ▲ 0.7         | ▲ 0.8   | ▲ 0.7   | ▲ 0.9           | ▲ 1.0   | ▲ 1.1  | -     |
| 工業生産<br>(付加価値ベース)**   | 前年<br>同月比% | 7.0           | 4.5     | 6.7     | 5.6           | 5.3     | 5.1     | 4.5           | 5.4     | 5.3     | 5.4             | 6.2     | -      |       |
| 社会消費財<br>小売総額***      | 前年<br>同月比% | 5.5           | 3.1     | 2.3     | 3.7           | 2.0     | 2.7     | 2.1           | 3.2     | 4.8     | 3.0             | 3.7     | -      |       |
| 消費者物価上昇率<br>(CPI)     | 前年<br>同月比% | 0.7           | 0.1     | 0.3     | 0.3           | 0.2     | 0.5     | 0.6           | 0.4     | 0.3     | 0.2             | 0.1     | 0.5    |       |
| 工業生産者<br>出荷価格(PPI)    | 前年<br>同月比% | ▲ 2.7         | ▲ 2.8   | ▲ 2.5   | ▲ 1.4         | ▲ 0.8   | ▲ 0.8   | ▲ 1.8         | ▲ 2.8   | ▲ 2.9   | ▲ 2.5           | ▲ 2.3   | ▲ 2.3  |       |
| 輸出***                 | 億ドル        | 5,280.1       | 2,796.8 | 2,924.5 | 3,023.5       | 3,078.5 | 3,005.6 | 3,086.5       | 3,037.1 | 3,090.6 | 3,123.1         | 3,356.3 | -      |       |
|                       | 前年<br>同月比% | 7.1           | ▲ 7.5   | 1.5     | 7.6           | 8.6     | 7.0     | 8.7           | 2.4     | 12.7    | 6.7             | 10.7    | -      |       |
| 輸入***                 | 億ドル        | 4,028.5       | 2,211.3 | 2,201.0 | 2,197.3       | 2,088.1 | 2,159.1 | 2,176.3       | 2,220.0 | 2,133.4 | 2,148.7         | 2,307.9 | -      |       |
|                       | 前年<br>同月比% | 3.5           | ▲ 1.9   | 8.4     | 1.8           | ▲ 2.3   | 7.2     | 0.5           | 0.3     | ▲ 2.3   | ▲ 3.9           | 1.0     | -      |       |
| 貿易収支***               | 億ドル        | 1,251.6       | 585.5   | 723.5   | 826.2         | 990.5   | 846.5   | 910.2         | 817.1   | 957.2   | 974.4           | 1048.4  | -      |       |
| 対内直接投資<br>(実行ベース)*(注) | 億元         | 2,150.9       | 3,016.7 | 3,602.0 | 4,125.1       | 4,989.1 | 5,394.7 | 5,801.9       | 6,406.0 | 6,932.1 | 7,497.0         | 8,262.5 | 975.9  |       |
|                       | 前年<br>同期比% | ▲ 19.9        | ▲ 26.1  | ▲ 27.9  | ▲ 28.2        | ▲ 29.1  | ▲ 29.6  | ▲ 31.5        | ▲ 30.4  | ▲ 29.8  | ▲ 27.9          | ▲ 27.1  | ▲ 13.4 |       |
| 外貨準備高                 | 億ドル        | 32,258        | 32,457  | 32,008  | 32,320        | 32,224  | 32,564  | 32,882        | 33,164  | 32,611  | 32,659          | 32,024  | 32,090 |       |
| 都市部調査失業率              | %          | 5.3           | 5.2     | 5.0     | 5.0           | 5.0     | 5.2     | 5.3           | 5.1     | 5.0     | 5.0             | 5.1     | -      |       |
| 国内自動車<br>販売台数         | 万台         | 158.4         | 269.4   | 235.9   | 241.7         | 255.2   | 226.2   | 245.3         | 280.9   | 305.3   | 331.6           | 348.9   | 242.3  |       |
|                       | 前年<br>同月比% | ▲ 19.9        | 9.9     | 9.3     | 1.5           | ▲ 2.7   | ▲ 5.2   | ▲ 5.0         | ▲ 1.7   | 7.0     | 11.7            | 10.5    | ▲ 0.6  |       |
| 購買担当者指数<br>(PMI)      | 製造業        | 49.1          | 50.8    | 50.4    | 49.5          | 49.5    | 49.4    | 49.1          | 49.8    | 50.1    | 50.3            | 50.1    | 49.1   |       |
|                       | 非製造業       | 51.4          | 53.0    | 51.2    | 51.1          | 50.5    | 50.2    | 50.3          | 50.0    | 50.2    | 50.0            | 52.2    | 50.2   |       |

\*：年初からの累計ベース。

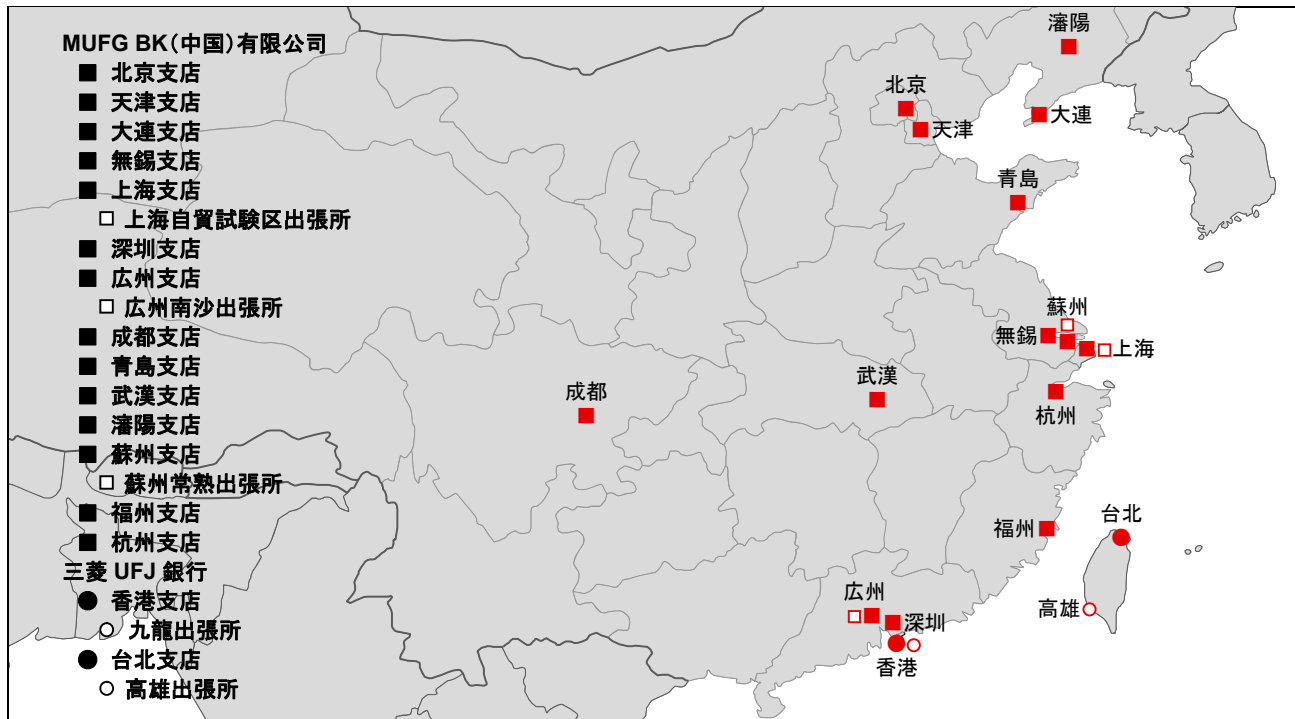
\*\*：2 月は 1-2 月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

\*\*\*：2 月は 1-2 月の累計ベース。

(注) 金融業を含む数値となる。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部作成。

## MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



## MUFGバンク(中国)有限公司

| 拠 点                   | 住 所                                                                   | 電 話                                  |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 北 京 支 店               | 北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階                                                | 86-10-6590-8888                      |
| 天 津 支 店               | 天津市南京路75号 天津国際大厦21階                                                   | 86-22-2311-0088                      |
| 大 連 支 店               | 大連市西崗区中山路147号 申貿大厦11階                                                 | 86-411-8360-6000                     |
| 無 錫 支 店               | 無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット                           | 86-510-8521-1818                     |
| 上 海 支 店<br>上海自貿試験区出張所 | 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階<br>上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場15階03单元              | 86-21-6888-1666<br>86-21-6888-1666   |
| 深 圳 支 店               | 深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商务中心T2 18階                                  | 86-755-8256-0808                     |
| 広 州 支 店<br>広州南沙出張所    | 広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階<br>広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号     | 86-20-8550-6688<br>86-20-3909-9088   |
| 成 都 支 店               | 成都市錦江区東大路577号1棟2单元18階1802-04室                                         | 86-28-8671-7666                      |
| 青 島 支 店               | 青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階                                                | 86-532-8092-9888                     |
| 武 漢 支 店               | 湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室                                        | 86-27-8220-0888                      |
| 瀋 陽 支 店               | 遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室                                        | 86-24-8398-7888                      |
| 蘇 州 支 店<br>蘇州常熟出張所    | 江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大厦15階<br>江蘇省常熟市常熟高新技術産業開発区東南大道333号科創大厦12階C区、D区 | 86-512-3333-3030<br>86-512-5151-3030 |
| 福 州 支 店               | 福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号                           | 86-591-3810-3777                     |
| 杭 州 支 店               | 浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号                            | 86-571-8792-8080                     |

## 三菱UFJ銀行

|                      |                                                                                                                               |                                   |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 香 港 支 店<br>九 龍 出 張 所 | 8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong<br>18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong | 852-2823-6666<br>852-2823-6666    |
| 台 北 支 店<br>高 雄 出 張 所 | 台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階<br>台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階                                                                              | 886-2-2514-0598<br>886-7-332-1881 |

## 【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。